

吹田市情報公開条例

趣旨と解釈

令和6年(2024年)7月

吹田市

目 次

第1章 総則

・第1条	目的	1
・第2条	定義（※）	2
・第3条	実施機関の責務等	4
・第4条	公文書の公開を受けた者の責務	5

第2章 公文書の公開

・第5条	公開請求権	6
・第6条	公開請求の手續	7
・第7条	公文書の公開義務（※）	9
同 第1号	個人に関する情報（※）	11
同 第2号	法人等に関する情報（※）	14
同 第3号	審議等に関する情報（※）	17
同 第4号	事務事業執行に関する情報（※）	19
同 第5号	法令等の規定による情報（※）	21
・第8条	部分公開（※）	22
・第9条	公益上の理由による公開（※）	23
・第10条	公文書の存否に関する情報の取扱い（※）	24
・第11条	公開請求に対する決定及び通知（※）	25
・第12条	公開決定等の期限	26
・第13条	公開決定等の期限の特例	28
・第14条	第三者に対する意見の提出の機会の付与等	30
・第15条	公文書の公開の実施	32

第3章 審査請求

・第16条	審理員による審理手續に関する規定の適用除外	34
・第17条	審査請求があつた場合の手續	35
・第18条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續	37
・第19条	審査会の所掌事務	38
・第20条	審査会の調査権限	39
・第21条	意見の陳述	41
・第22条	意見書等の提出	43
・第23条	委員による調査手續	44

・ 第 24 条	提出意見書等の閲覧等	45
・ 第 24 条の 2	調査審議手続の非公開	47
・ 第 24 条の 3	調査審議手続の終結	48
・ 第 25 条	答申書の写しの送付等	49
・ 第 25 条の 2	裁決	50
第 4 章 総合的な情報公開の推進		
・ 第 26 条	情報公開運営審議会	51
・ 第 27 条	情報提供施策及び情報公表施策の拡充等	53
・ 第 28 条	会議の公開	54
・ 第 29 条	出資法人等の情報の公開	55
・ 第 29 条の 2	指定管理者の情報の公開	57
第 5 章 雑則		
・ 第 30 条	手数料	58
・ 第 31 条	費用負担	60
・ 第 31 条の 2	行政不服審査法の適用を受ける場合における手数料の額	62
・ 第 32 条	公文書の管理	63
・ 第 33 条	公文書の目録の作成及び閲覧	64
・ 第 34 条	他の制度との調整 (※)	65
・ 第 35 条	運用状況の公表	67
・ 第 36 条	委任	68
・ 附則		69

(※)：本条例に基づく処分に係る審査基準に当たる部分

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例は、市が管理する公文書について、市民が請求により入手できる権利を確立することにより、市政に関する市民の知る権利を保障することを定めている。同時に、実施機関に対しては、その管理する公文書の公開を義務付けるとともに、市民に対して、積極的な情報の提供や公表を行い、総合的な情報の公開を推進することを定めている。

【解釈】

- 1 本条は、「吹田市情報公開条例」の目的を明らかにしたものであり、制度の解釈及び運用の指針となるものである。条例の解釈に当たっては、常にこの制度の目的に照らして行うものとする。
- 2 「知る権利」は憲法上市民に保障された基本的な権利であり、市の保有する情報は市民に公開されることが必要であり、「市政に関して市民の知る権利を保障する」とは、これを具体化するために、実施機関の管理する公文書の閲覧や写しの交付を請求する市民の権利をこの条例により定め、保障するという趣旨である。
- 3 「一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする」とあるのは、市と市民が市政に関する情報を共有するための総合的な情報公開制度の推進や会議の公開、さらに市民参加のための各種施策の一層の充実に努め、市民の市政への参加、公正で民主的な市政の執行、並びに福祉の向上の実現と促進を図り、憲法の定める地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とするということである。

第2条 定義

第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第15条第2項及び第29条第3項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関が管理しているものをいう。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

【趣旨】

本条は、この条例が対象とする「公文書」及び公文書の公開を行う「実施機関」について定義をしたものである。

【解釈】

（第1項関係）

1 本条第1項において、公開請求の対象となる「公文書」に関する用語の意義は、次のとおりである。

(1) 文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

「文書」とは、「文字又は符号」を用いて、有体物に可視的な状態で表現された思想等の表示をいい、「図画及び写真」との区別は、「文字又は符号」を用いているか「象形」を用いているかの区別による。マイクロフィルムについては、記録されている内容により「文書」又は「図画」とみなし、これらに準じて取扱うものとする。

(2) 電磁的記録

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等の媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある記録のことをいう。

(3) 実施機関の職員

「実施機関の職員」とは、第2項に規定する実施機関が職務上指揮監督権限を有するすべての職員をいい、一般職又は特別職及び常勤又は非常勤であるかを問わない。

なお、実施機関に所属する職員であっても、当該職員が、地方公務員等共済組合など他の法令により別の法人格を有する団体及び外郭団体の事務に従事している場合は除かれる。

(4) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者として公的立場において、作成し、又は取得したという趣旨であり、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、収受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

- (5) 「実施機関が管理しているもの」とは、実施機関が公的に支配していることを意味し、職員が組織的に利用可能な状態にあるものをいう。したがって、決裁の過程にある文書、職員が行政内部の審議、調査研究等のために作成した資料、素案、試案等についても、決裁文書に準じて取扱うものであることから「公文書」に含まれる。

職員が作成し、又は取得した文書であっても、組織としての利用を予定していない個人的メモや下書きなどは、その段階にあつては公的支配に属さないものであり、公文書とはいえないが、起案など他の公文書に添付された場合においては、公文書の一部となるものである。

- 2 本項は、公開請求の対象となる「公文書」の範囲を定めたものであり、その公開の可否については、別途判断されるものである。

(第2項関係)

- 1 「実施機関」とは、公文書の公開を実施する機関のことである。

「実施機関」には、地方自治法の規定により独立して事務を管理し執行する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議決機関である議会が含まれる。その他、実施機関の附属機関及び補助機関は当該実施機関に含まれるものであるが、水道事業管理者及び消防長については、それぞれ地方公営企業法、消防組織法の規定により一定の権限を有し、独立して事務を執行しているものであるから実施機関とする。福祉事務所長、建築主事は、独立して所管事務を管理し執行する権限を有するが、本制度では、市長を実施機関とする。

- 2 「実施機関」は、この条例に基づく事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。

第3条 実施機関の責務

- 第3条 実施機関は、市政に関して市民の知る権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用するとともに、公文書の作成を怠り、公文書を秘匿するようなことのないよう適正な公文書の管理に努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報が、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供し、市民に対し、市政に関して説明する責務を全うするよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するため、条例全般にわたる解釈運用の基本方針を明らかにし、これを実施機関の責務として定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

この制度の目的である市民の「知る権利」を保障するためには、管理する公文書を原則公開することである。したがって、万が一にも公文書の作成を怠ったり、これを秘匿するようなことがあっては、実質的に市民の「知る権利」を保障できなくなるとともに、市民との信頼関係を失うことになるので、例示をあげ適切な文書管理を実施機関の重要な責務として明記した。

(第2項関係)

一方で、プライバシー保護の立場から、公開を原則とする情報公開制度の実施においても、他人に知られたくない個人の私生活情報については、みだりに公にしないよう最大限の配慮をして、この条例の解釈及び運用をすることを明記した。

(第3項関係)

地方自治の本旨に即した市政の発展のためには、市と市民が市政に関する情報を共有することができるように、市民からの公文書公開請求に応じるだけでなく、市民に対して、市として積極的に情報の提供や公表等を行い、市政の内容について市民に説明する責務（説明責任）が実施機関にあることを条例上明記した。

第4条 公文書の公開を受けた者の責務

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求者の責務を定めたものであり、公開を請求しようとするものは、条例の目的に即し、適正な請求に努めなければならないこと、及び公文書の公開を受けたものは、条例の趣旨を踏まえ、情報を適正に用いる責務を負うことを定めている。

【解釈】

- 1 この制度は、公開請求に当たっては、請求理由や利用目的を問うものではないが、この制度を利用しようとするものは、公文書の公開を請求する権利を正当に行使するとともに、公文書の公開を受けたものは、その情報を第1条に定める目的に即して適正に使用しなければならないことを条例上義務付けたものである。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公開請求によって得た情報を濫用し、第三者の平穏な社会生活や正当な企業活動を不当に侵害するようなことがあってはならないという趣旨である。

第2章 公文書の公開

第5条 公開請求権

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

【趣旨】

本条は、この条例に基づく権利の内容と、権利を行使することができるものの範囲について定めたものである。

【解釈】

- 1 この条例に基づく具体的な権利の内容は、実施機関の管理する公文書の公開を請求する権利である。
- 2 本条において「何人も」としたのは、請求権者について何の限定もしない趣旨であり、吹田市に在住しているか、吹田市政に利害関係があるか等を一切問うことなく、誰でもが、実施機関に対して公文書の公開請求ができる旨を規定したものである。その理由は次のとおりである。
 - (1) 情報公開の基本理念である「知る権利」は、日本国憲法の保障する基本的人権であり、その保障は「何人」にも及ぶものと考えられること。
 - (2) 市民の生活圏の拡大、情報化社会の発展に伴い、市の行政に利害関係を有する者は市民に限らず、また、市域を越えた情報の広範囲な交流が求められていること。
 - (3) 今日の自治体の情報は、その自治体と住民に限られることなく、他の自治体及びその住民との間においても、有機的なつながりをもつものとして活用されており、また、今後も一層このような方向をたどることが想定されること。
 - (4) 請求権者の範囲を市民に限定しても、他市の住民が吹田市民を介することにより容易に情報が入手できることから、市民に制限する実効性に乏しいこと。
 - (5) 市民以外の者についての請求権者の範囲を市の行政と利害関係を有する者に限定しても、利害関係についての認定が難しく請求適格をめぐる問題が生じやすいこと。
- 3 「何人」とは、自然人に限るものではなく、法人のほか、法人格を有しない自治会、PTA、消費者団体等で、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めのある、いわゆる「権利能力なき社団」も含まれる。

第6条 公開請求の手続

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下この条及び第12条第1項において「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが、容易かつ的確に公開請求をすることができるように、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供等するものとする。

3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求に関する具体的な手続について定めたものである。公開請求については文書により行うこと及びその文書（公文書公開請求書）に記載すべき必要事項について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 公文書の公開の請求は、請求権の行使であり、公開請求者にあっては、公開の諾否の決定という行政処分を求める手続である。そのため、公開請求に係る事実関係を明確にするとともに、手続の正確性を期するため、必要事項を記載した「公文書公開請求書」（施行規則様式第1号）を実施機関に提出することにより行うものとする。したがって、電話等口頭による公文書の公開請求は認められない。
- 2 第1項各号に掲げる事項は、公開請求書に記載すべき必要的記載事項であり、これらの記載は、実施機関が公開請求書を受理する上での要件となるものである。
- 3 「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」とは、公開請求に係る情報が記録されている公文書を特定し得る程度の具体的な内容の記載を必要とするものとする。

（第2項関係）

本条第2項の「公文書の特定に必要な情報」とは、請求に係る情報に関する公文書の目録等公文書を特定するに足る情報のことであり、実施機関は、公開請求者が容易かつ的確に公開請求できるよう、これらの情報を提供するものとする。

(第3項関係)

実施機関は、提出された公開請求書に第1項に掲げた事項が書かれていないなど、形式上の不備があると認めるときは、その補正をするのに必要な一定の期間を定めて、公開請求者に補正を求めることができる。また、実施機関は、補正を求める場合において、本条第2項の情報など当該補正に必要な情報を公開請求者に提供するように努めなければならない。

第7条 公文書の公開義務

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務

イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業

ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）

(5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

【趣旨】

本条は、この条例に基づく公開原則の例外として適用除外事項（公開しないことができる公文書）の範囲を定めたものである。

【解釈】

- 1 情報公開制度において、実施機関は原則として保有する情報はすべて公開することとなるが、その保有する情報の中には、個人のプライバシー保護などの理由で非公開とせざるを得ないものがある。本条各号は、このような公開原則の例外として公開しないことができる（公開義務免除の）公文書の範囲を定めたものである。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書に、本条各号に該当する情報が記録されている場合には、当該公文書を公開しないことができるものである。
- 3 地方公務員は、地方公務員法第 34 条の規定により守秘義務を課せられていることから、この条例による公開義務と守秘義務との関係が問題となる。具体的には、この制度の下において公開の例外として定めた適用除外事項が、守秘義務に関する適切妥当な判断基準となり得るのかということが問題となる。このことについては、適用除外事項が公開原則の例外事項を定めたものであるのに対し、地方公務員法の守秘義務は公務員の服務規律を定めたもので、両者はその趣旨、目的など法的局面を異にしており、全く同一視することは適当でない。
しかし、情報公開制度において適用除外事項を規定したことにより、適用除外事項に該当しないとして公開された情報は、守秘義務の対象たる秘密に当たらないものと考えることができる、その限りにおいて守秘義務の範囲が明確になったと考えることができる。

第7条第1号 個人に関する情報

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人のプライバシー保護を図る観点から、個人生活に関する情報を適用除外として規定したものである。

【解釈】

- 1 知る権利の保障と個人のプライバシー保護とは、ともに憲法の保障する基本的人権の尊重の精神から導かれるものであるが、この両者の要請をいかにして調和を図るかということになる。この条例では、実施機関の責務として、市政に関する市民の知る権利の尊重と併せて、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報が、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨が規定されている。このような趣旨から、個人のプライバシーに関する適用除外を定めたのが本号の規定である。
- 2 本号による非公開とする情報は、次の2点から構成されている。
 - (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であること。
 - (2) 特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであること。
- 3 「個人に関する情報」として、次のようなものが考えられる。
 - (1) 戸籍的事項に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、本籍、住所、親族関係等）
 - (2) 経歴に関する情報（学歴、職業、職歴、賞罰等）
 - (3) 心身に関する情報（健康状態、心身障害、疾病、負傷等）
 - (4) 能力、成績に関する情報（学業成績、勤務成績等、技術・能力に関する情報等）
 - (5) 思想、信条に関する情報（思想、信条、宗教、支持政党に関する情報等）
 - (6) 財産・収入状況に関する情報（収入状況、資産状況、債務に関する情報等）
 - (7) その他個人生活に関する情報（家庭状況、居住状況、社会活動状況、その他個人生活に

関する状況)

- 4 「個人に関する情報」であっても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、法人の事業活動と同様の性格を有することから、本号ではなく、第2号により判断することになる。ただし、事業を営む当該個人に関する情報であっても、当該事業とは無関係の情報については、本号に照らして公開・非公開の判断を行うものである。
- 5 「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。
- 6 ただし書により「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当せず、公開することができる情報は、次のとおりである。

(1) ただし書「ア」について

- ① 何人でも法令等の規定により閲覧できる情報（閲覧を利害関係人等によりのみ認めているもの及び法令の規定では何人とされていても、現に制限されているものは含まない。）
- ② 個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報
- ③ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- ④ 従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開してもそれが他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報でないことが確実なもの

(2) ただし書「イ」について

人の生命、健康等の基本的な権利利益を保護することは地方自治体の責務であり、個人情報についても、それを開示しないことによって保護される個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときは、当該個人情報を開示しなければならないとするものである。

これは、「人の生命、健康等」と「個人の権利利益」の比較衡量の問題であるが、「人の生命、健康等」にも「個人の権利利益」にもさまざまな形態と程度があるので、この判断については個別の事案に即した慎重な検討が必要である。

(3) ただし書「ウ」について

公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

公文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、そもそも公務員等の職務に関する情報は、その職務の性格上公益性が強いことから、本号ただし書「ウ」に規定する情報については、例えば特定の公務員等が識別される情報であっても非公開とはしないこととしたものである。

- ① 「当該職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、当該公務員等の住所、生年月日等、あるいは公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に関する情報」に該当しない。
- ② 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非公開事由に該当する場合には、その

職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分も含めて非公開となるものである。

- 7 この条例の非公開情報は、公開請求者のいかなを問わず、公開か否かの判断をするものであることから、特定の個人に関する情報について、当該本人が自己を本人とする保有個人情報の公開を請求した場合及び本人の同意を得て公開を請求した場合であっても、これらの請求は本号により原則として公開することができないものである。なお、実施機関が保有する公開請求者自身の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき保有個人情報の開示請求をすることができる。

第7条第2号 法人等に関する情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

【趣旨】

本号は、この制度により法人等（事業を営む個人を含む。以下この号において同じ。）の事業活動に明らかに不利益を与えると認められる情報については非公開とする旨を定めたものである。

【解釈】

1 本号は、次の2点から構成されている。

(1) 法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること。

(2) 公開することにより、法人等の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるものであること。

2 「法人」とは、株式会社などの営利法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人等すべての法人をいう。

3 「その他の団体」とは、法人格を有しない自治会、PTA、消費者団体等で、団体としての名称があり、何らかの規約を有し、かつ代表者の定めがある等団体としての実態を有している、いわゆる「権利能力なき社団」等をいう。

4 「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体」は、当然法人格を有するものであるが、その行政活動については、法人等の事業活動と性質を異にし公共的性格を有することから、本号の法人の範囲から除外するものである。なお、「その他の公共団体」とは、土地改良区、土地区画整理組合等の公共組合、公社、公団等の法人をいう。

5 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、いわゆる個人事業主に関するものであるが、「事業を営む個人」とは、地方税法の事業税で規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、直接その事業活動に関するもののほか、事業用資産に係る情報などのように間接的に事業に関するものを含む。

事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家族状況、事業活動と区別される財産、所得等）は、前号（個人に関する情報）で対応するものである。

- 6 「公開することにより」とは、当該情報を公開請求者に閲覧等を行った場合のみではなく、一般に広く知られることとなった場合も含む。
- 7 「明らかに不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものが考えられる。
- (1) 技術ノウハウその他技術上の秘密に係る情報
 - (2) 営業活動上の秘密に関する情報
 - (3) 信用力に関する情報
 - (4) 経理、人事等専ら法人等の内部に関する情報
 - (5) 次に掲げる印章の印影
 - ア 法人の法務局登録印
 - イ 法人等又は事業を営む個人の銀行、郵便局等の金融機関への届出印
 - ウ 法人等又は事業を営む個人が使用する印章であって、限定的な用途や相手方との間で用いられているもの(例) 建築士が、建築基準法に規定する定期調査に係る同法所定の報告書等の様式に従って押印するために利用していることが認められる印章
- 8 公開請求に係る情報が「明らかに不利益を与えると認められる」情報に該当するかどうかは、当該情報の内容だけでなく、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。
- 不利益を与えると認められない情報としては、次のようなものが考えられる。
- (1) 法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（利害関係人等にものみ認めているもの及び法令の規定では何人にもとされていても、現に制限されているものは含まない。）
 - (2) 法人等が公表することについて了承し、または公表することを前提として提供した情報
 - (3) 法人等が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
 - (4) 市が従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開しても、それが法人等の事業活動に明らかに不利益を与えると認められないもの
 - (5) 統計的处理がなされ、特定の法人等が識別できなくなっているもの
- 9 法人等に関する情報は、法人等から法令等に基づく権限により収集した情報に限ることなく、任意に提供された情報を含むものとする。
- 10 本号ただし書においては、法人等の事業活動を展開する上で不利益を与える情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公益上の必要があるものについては、公開できるとしたものである。
- (1) ただし書「ア」について

人の生命等に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報は、法人等の事業活動が違法又は著しく不当であるか否かに関係なく公開するものとする。

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、法人等の事業活動に起因して現に発生している人の生命等に対する危害

や財産等への重大な影響を緩和したり、その拡大や再発を防止するため、あるいは、将来発生する可能性が高い人の生命等への危害、財産等への重大な影響を未然に防止するため公開することが必要な情報をいう。なお、公開することが必要であると認められるかどうかは、客観性のある資料により判断を行うものとする。

(2) ただし書「イ」について

日常の市民生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な事業活動に関する情報は公開できることとするものである。

「違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」とは、法令の規定に違反する事業活動又は法令の規定に違反しないまでも、相当数の市民が日常生活を営む上での影響が発生するなど、社会通念に照らして、著しく社会的妥当性を欠く事業活動に関する情報をいい、また、将来発生する可能性の高い場合の未然の防止の為に必要な情報をいうものである。この場合、「市民生活」への影響は、法人等の違法又は著しく不当な事業活動に起因することを要する。

第7条第3号 審議等に関する情報

- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

【趣旨】

本号は、市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関等との間における審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から適用除外事項を定めたものである。

【解釈】

- 1 より開かれた市政をめざし市民の知る権利を保障する情報公開制度の理念からすれば、行政における内部的な審議等に関する情報はできる限り公開し、そこに市民の意思を反映すべきである。

しかし、行政における内部的な審議等に関する情報の中には、行政内部で十分な検討や協議がなされていない情報や精度の点検がなされていない情報などが含まれている場合がある。また、審議、検討又は協議等を経て市の施策が決定される過程では、その方向が大幅に修正され、当初のものとは全く異なる結論になる場合もある。これらの場合に、内部的な審議等に関する情報をそのまま公開すれば、時期によっては、行政内部の自由かつ率直な意見交換を妨げたり、審議会等における公正な意思決定に著しい支障を及ぼす場合があり、また、不確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民に無用の誤解や不信感を与えて混乱を生じさせたり、特定のものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼす場合もありうる。こうした事態を防止するため、内部的な審議等に関する情報を公開することの公益性を考えた場合、これらの行政機関の意思形成等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、これを公開しないことができるとしたものである。

- 2 本号は、次の3点で構成されている。

- (1) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関等との間におけるものであること。
- (2) 審議、検討又は協議に関する情報であること。
- (3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

- 3 「市の機関」とは、市のすべての機関をいい、執行機関（市長、教育委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関（審議会等）を含むものである。「国等の機関等」においても同様である。

- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」には、行政内部における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていないものも含まれる。また、行政内部における審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含むものである。
- 5 「率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、整理をすると次のとおりである。
- (1) 公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなる情報
 - (2) 未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、無用の混乱、不信感を与える情報
 - (3) 公開することにより、資料提供者との間の信頼関係を損うなど、今後の資料収集を著しく困難にする情報
 - (4) 公開することにより、特定のものに不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報
 - (5) その他公開することにより、審議等の公正かつ適切な意思決定に支障のある情報

第7条第4号 事務事業執行に関する情報

- (4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であつて、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務
- イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業
- ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）

【趣旨】

本号は、行政の行う事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の公正かつ適切な執行を確保する観点から適用除外事項として定めたものである。

【解釈】

- 1 行政が行う事務又は事業に関する情報の中には、その性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で情報を公開することにより、事務又は事業の実施の目的を失わせ、特定のものに不当な利益を与え、又は、公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、市民全体の利益を損なうものがあるので、これらに係る情報はこれを公開しないことができることとしたものである。
- 2 本号は、次の2点で構成されている。
 - (1) 市の機関、国等の機関又はその他の公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であること。
 - (2) 事務又は事業の性質上、公開することにより、当該若しくは同種の事務又は事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務又は事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。
- 3 本号には、市の機関が行う事務又は事業に関する情報のほか、その内容、性格等が同様である国等の機関又はその他の公共団体の機関の情報も含まれる。
- 4 本号の説明は次のとおりである。
 - (1) 「監査、検査、取締り、試験」に関しては、いずれも事実を正確に把握し、それに基づき評価・判断を加え、一定の決定を行う事務であり、これらの事務に関する情報については、事前に公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法又は不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがあることから、公開しないことができることとしたものである。
 - (2) 「契約、交渉、争訟」にかかる事務に関しては、その処理方針・内容等を公にすると、市若しくは国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、公開しないことができることとしたものである。
 - (3) 「調査研究」に係る事務に関しては、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の

情報などで、一定の期日以前に公にすることにより、成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、試行錯誤の段階の情報について、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害されるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

(4) 「人事管理」に係る事務に関しては、職員の任免、懲戒、給与その他職員の身分や能力等の管理に関するものがあり、これらの情報のうちで、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

(5) 「市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業」「独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）」については、企業経営という事業の性格上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを非公開とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある。

5 本号と第3号の違いは、本号が主として行政の事務又は事業の実施に関する情報であるのに対し、第3号は主として意思形成過程における行政内部の審議等に係る情報であるという点にある。

第7条第5号 法令等の規定による情報

(5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

【趣旨】

本号は、法令と条例との関係から非公開情報を定めたものである。

【解釈】

- 1 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができるものとされている（地方自治法第14条）。したがって、法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報は、この条例においても公開しないこととするものである。また、他の条例により明らかに公開することができないとされている情報においても同様である。
- 2 「法令等」には、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令及び条例を含むが、その他、告示も含むものである。
- 3 「公開することができないとされている情報」とは、法令等の趣旨から見て公開することができないと明らかに判断される情報をいう。これらを分類すると次のようなものがある。
 - (1) 明文規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報
 - (2) 明文規定により、他の目的に使用することが禁止されている情報
 - (3) 明文規定により、具体的に守秘義務が課せられている情報
 - (4) 明文規定はないが、法令や条例の趣旨、目的からみて、明らかに公開することができないと認められる情報

第8条 部分公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、公開請求者に対し、同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書を可能な限り公開していく趣旨から、公開請求された公文書に、部分的に前条に規定する適用除外事項に該当する情報が記録されている場合においても、公開可能な部分は公開しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 公開請求に係る公文書に、部分的に非公開情報が記録されている場合であっても、当該公文書の全部について非公開とするのではなく、非公開情報に該当する部分をできる限り分離して、非公開情報に該当しない残りの部分について公開するものである。
- 2 「容易に」とは、公開部分と非公開部分との分離について、公文書を汚損又は破損することなく、しかも、多くの時間と費用をかけることなく、又は物理的な困難さを伴うことなく行うことができることをいう。
- 3 「公開請求の趣旨を損なうことなく」とは、公開部分と非公開部分とを分離しても、公開請求者が知りたいと思う内容がなお理解し得る場合をいう。
- 4 電磁情報等、視認性のない記録についても、上記の趣旨に沿って取り扱うものとする。

第9条 公益上の理由による公開

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第4号までに掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を公開しようとするときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認める場合には、実施機関の高度な行政的判断によって公開することができる旨を定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合には、条例第7条の規定により非公開情報の部分を公開しないが、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合がある。本条は、このような場合について、実施機関の判断により裁量的に公開する余地を与えたものである。
- 2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条第1号ただし書イ、同条第2号ただし書アの規定による人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合をいう。

（第2項関係）

- 1 本条は、非公開情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に公開するものであるから、その適用に当たっては、非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較衡量して、慎重に判断する必要がある。特に、本項では、個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならないことを明記した。
- 2 本条により第三者に関する情報を公開しようとする場合には、第14条第2項の規定により、第三者保護の手續が義務付けられている。

第10条 公文書の存否に関する情報の取扱い

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、第7条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなる場合には、例外的に公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる「存否応答拒否」について定めたものである。

【解釈】

- 1 公開請求においては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は公開あるいは非公開を回答し、存在しない場合は不存在である旨を回答することが原則である。しかしながら、例えば、特定の個人に係る病歴に関する公文書の公開請求のように、当該公文書の存在を認めた上での非公開決定をすることにより、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合がある。このように公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様の効果が生じると考えられる場合について、本条で、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒むことができるという例外措置を定めたものである。
- 2 本条の存否応答拒否を行うには、以下の要件を備えていることが必要である。
 - ① 特定のものを名指ししたり、又は特定の事項、場所、分野等を限定した公開請求が行われたこと。
 - ② 公開請求に係る情報が、非公開として保護すべき利益があること。
 - ③ 当該情報の存在又は不存在を答えることによって、公開したのと同様の効果が生じること。
- 3 本条については、その乱用防止のため、本条の適用事例の概要を吹田市情報公開・個人情報保護審査会及び吹田市情報公開運営審議会に報告し、この処分について審査請求があった場合は、吹田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととする。

第 11 条 公開請求に対する決定及び通知

- 第 11 条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、公開請求に係る公文書の全部の公開又は一部の公開（以下「部分公開」という。）をすることを決定したときは、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないこと若しくは公開請求を拒むことを決定したとき、又は公開請求に係る公文書が不存在であると認めたときは、公開請求者に対し、速やかに、当該決定等の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の部分公開をする旨の通知又は前項の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。
- (1) 当該通知に係る決定の理由（公文書が不存在である旨の通知にあっては、不存在の理由）
 - (2) 公文書の部分公開をする場合又は公文書の全部を公開しない場合であって、当該公文書に記録されている情報が第 7 条各号に掲げる情報のいずれにも該当しなくなる時期が明らかであるときは、その時期

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求を受けた実施機関の公文書の公開・非公開等の決定及び通知に関して、実施機関が行う手続について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項・第 2 項関係）

- 1 実施機関は、公文書の公開請求があったときは、直ちに必要な手続を開始し、第 1 項（公開請求に係る公文書の全部又は一部の公開）又は第 2 項（公開請求に係る公文書の全部非公開）に規定するいずれかの決定をし、その決定内容を公開請求者に対し、書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の公開請求があったときは、存否応答拒否又は公文書不存在の場合についても、その決定内容を公開請求者に対し、書面により通知しなければならない。

（第 3 項関係）

- 1 本項は、第 1 項に定める一部を公開するとき及び第 2 項に定める全部を公開しない旨の決定を行うときは、決定通知にその理由等を付記しなければいけないことを定めている。
- 2 本項第 2 号は、当該決定の時点では、条例第 7 条のいずれかの号に該当し、非公開の決定をすることとなる場合でも、当該公文書に記載されている事項が、一定の期間の経過により、公開しない理由がなくなることが明らかであり、その時期が確定できる場合には、公開することができる時期を明示することとしたものである。

第 12 条 公開決定等の期限

- 第 12 条 前条第 1 項の決定及び同条第 2 項の決定等（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、公文書の全部を公開しない旨の決定（次条第 3 項において「非公開決定」という。）があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求を受けた実施機関が公文書の公開決定等をする期限と、やむを得ない理由により公開決定等の延長をする場合の期限について定めている。また、実施機関が期限内に公開決定等を行わない場合には、公開請求者は、公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができることを定めている。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 実施機関は、公文書の公開請求があったときは、直ちに必要な手続を開始し、公開請求があった日から起算して 15 日以内に、請求に係る公文書の公開決定等を行しなければならない。ただし、第 6 条第 3 項の規定により公開請求書の補正を求めた場合は、補正に要した日数はこの期間には算入しない。
- 2 「公開請求があった日」とは、公開請求が形式的要件に適合するものであると実施機関が判断し公開請求書を受領した日である。
- 3 期間の起算日及び満了日については、請求があった日から起算し、最後の日が満了日となる。満了日が市の休日（祝日、年末年始等）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日をもって満了日とする。第 2 項においても同じとする。

（第 2 項関係）

- 1 実施機関は、第 1 項に規定する公開請求があった日から起算して 15 日以内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、第 2 項の規定に基づき、15 日を限度として必要な期間を延長することができる。
- 2 「正当な理由がある場合」とは、15 日以内に決定できないことについて、社会通念上、合理的な理由がある場合をいい、次のような場合などが考えられる。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書であって、当該第三者の意見を聴取するなど、公開・非公開の慎重な判断に日数を要する場合
 - (2) 対象公文書に記載された情報量が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要する場合
 - (3) 年末年始等、休日が重なり長期にわたり業務が行えない場合
- 3 実施機関は、第2項の規定に基づき公開決定等の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、「公開決定等期間延長通知書（施行規則様式第7号）」により公開請求者に通知しなければならない。

(第3項関係)

公開請求者は、第1項又は第2項に定める期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。この場合、公開請求者は、行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求を行うことができる。

第 13 条 公開決定等の期限の特例

- 第 13 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 30 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、その期間を更に 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。
- 2 公開請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 第 1 項に規定する延長後の期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、非公開決定があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、決定期限までに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における公開決定等の期限の特例について定めたものである。

【解釈】

(第 1 項関係)

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量である」場合とは、第 12 条第 2 項の規定により公開決定等の期間を 15 日間延長したとしても、そのすべてについて公開決定等を行うことが困難である場合、又は公開決定等を行うとすれば当該事務担当課の事務の遂行に著しい支障が生ずる場合をいう。「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障を超えた、業務上看過し得ない支障をいう。
- 2 実施機関は、本条の規定に基づき公開決定等の期間を特例的に延長しようとするときは、あらかじめ、「公開決定等期間延長通知書（施行規則様式第 7 号）」により、公開請求者に対して延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(第 2 項関係)

第 12 条第 3 項において、公開請求者は、同条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができるとされているが、本条第 1 項の規定により特例的な期間延長がなされた場合については、この規定は適用しない。

(第 3 項関係)

公開請求者は、第 1 項の規定により延長された特例的な延長期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。この場合、公開請求者は、行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求を行うこ

とができる。

第14条 第三者に対する意見の提出の機会の付与等

第14条 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第17条第3項第3号及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号の第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ただし書イ又は同条第2号ただし書アに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が、当該公文書の公開に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の第三者の情報が記録されている場合の、第三者保護のための手続を定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

1 「第三者」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のものをいい、個人、法人、その他の団体を含む。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人は、本条の「第三者」から除かれているので本条は適用されないが、事前の意見聴取自体を否定しているわけではない。

2 本項は、第三者に関する情報が記録されている公文書の公開請求があった場合に、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示等を通知して意見書を提出する機会を与えることによって、実施機関が慎重かつ公正な決定等を行えるように定めたものである。ただし、こ

れは実施機関に対して義務づけられるものではなく、任意的な機会付与を規定したものである。また、当該第三者に対する通知については、文書による通知だけでなく、口頭による方法も含まれる。

- 3 第三者の意見については、情報の性格、価値、その情報を公開したときの影響等について十分配慮し、総合的な判断によって公開決定等の判断を行うものとする。

(第2項関係)

- 1 本項は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、条例第7条第1号（個人に関する情報）ただし書イ、同条第2号（法人その他の団体に関する情報）ただし書ア又は第9条（公益上の理由による公開）の規定により公開しようとするときは、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示等を通知して意見書を提出する機会を与えなければならないことを義務づけたものである。
- 2 本項による場合は、当該第三者に対する通知についても、書面によることを義務づけている。

(第3項関係)

- 1 本項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が、公開に反対する意見書を提出した場合において、実施機関が公開の決定をする場合には、当該第三者の争訟の機会を保障するため、公開決定と公開実施との間に少なくとも2週間の期間を置くこととしたものである。
- 2 実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めている。

第 15 条 公文書の公開の実施

第 15 条 実施機関は、公開決定をしたときは、前条第 3 項に規定する場合を除き、速やかに、公開請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

【趣旨】

本条は、公文書の公開決定（部分公開決定を含む。）に関し、その公開の実施の方法及び手続について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

本項は、公開請求に係る公文書を公開することと決定したときは、前条第 3 項に規定する 2 週間の期間を置く場合を除き、速やかに、当該公文書の公開をすることを、実施機関に義務付けたものである。

（第 2 項関係）

公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録については、情報化の進展状況等を勘案して公開方法を適宜見直すことができるように、実施機関がその種別ごとに規則により定める方法により行うものとする。

【施行規則第 7 条】

条例第 15 条第 2 項の実施機関が定める方法は、次に定める方法とする。この場合において、電磁的記録を表示し、若しくは用紙に出力し、又は再生する方法は、通常の方法に限るものとする。

(1) 閲覧に供する場合は、次に掲げる電磁的記録の内容の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 文書、図画又は写真 当該電磁的記録を表示したもの又は用紙に出力したもののうち実施機関が適当と認めるものを閲覧に供する方法

イ 音声又は映像 当該電磁的記録を再生したものを閲覧に供する方法

(2) 写しを交付する場合は、次に掲げる電磁的記録の内容の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 文書、図画又は写真 当該電磁的記録を CD-R 若しくは DVD-R に複製したもの又は用紙に出力したもののうち公開請求者が指定するものを交付する方法。ただし、実

施機関がその必要があると認めるときは、公開請求者の指定にかかわらず、用紙に出力したものを交付することができる。

イ 音声又は映像 当該電磁的記録をＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに複製したもののうち公開請求者が指定するものを交付する方法

(第３項関係)

公文書の公開は、当該公文書の原本をもって行うのが原則であるが、次のような場合には、当該原本を複製したものををもって公開することができるものである。

- (1) 原本をもって公開を行うことにより、原本が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (2) 第８条の規定により、公文書の部分公開を行うとき。
- (3) 「その他相当の理由のあるとき」とは、台帳等日常の業務に使用しており、これを閲覧等に従事することにより事務に支障を及ぼすおそれのある場合などをいう。

第3章 審査請求

第16条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求については、同法第9条第1項本文の規定その他の審理員による審理手続に関する規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る（改正）行政不服審査法に基づく審査請求があった場合には、同法に規定する審理員による審理手続は要しないことについて定めたものである。

【解釈】

- 1 平成28年4月1日施行となる（改正）行政不服審査法においては、その特色の第1に公平性の向上があげられ、具体的には（ア）審理員制度の導入、（イ）第三者機関への諮問手続の導入、（ウ）審理手続における審査請求人の権利拡充などの制度改正がなされたこと。また第2に、利便性（使いやすさ）の向上として、（ア）原則「審査請求」手続への一元化、（イ）審査請求期間の延長、（ウ）前置制度の縮小があげられるものである。
- 2 本条は、（改正）行政不服審査法第9条第1項の審理員の規定における「ただし、……条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合…は、この限りでない。」の規定を受けて、平成28年3月市議会における条例の一部改正において盛り込まれた規定である。
- 3 この「審理員による審理手続に関する規定の適用除外」は、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律においても同様に、適用除外が図られているものである。

第 17 条 審査請求があった場合の手続

第 17 条 実施機関（水道事業管理者及び消防長を除く。以下この条において同じ。）は、前条の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 実施機関は、前項の規定による諮問をするときは、当該審査請求に対する弁明書の写しを添付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、当該審査請求に対する弁明書の写しを添えて、当該諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、公文書の公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があった場合には、実施機関は審査会に諮問しなければならないこと及びその諮問時の事務手続について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のあるものは、行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができるが、この条例に基づく公開請求に対する決定等はこの「処分」に当たるものと考えられ、本条は、公開等を拒否されたものは同法に基づいて開示等を拒否した実施機関に審査請求ができることを定めている。
- 2 審査会への諮問に対し、実施機関から「(水道事業管理者及び消防長を除く。)」とされているのは、審査請求においてその処分庁が水道事業管理者や消防長の場合、これら処分庁は市長の補助機関として位置付けされるものなので、その上級庁たる市長に対する審査請求となるためである。
- 3 行政庁の処分等に不服のあるものは、行政不服審査法による手続のほかに、行政事件訴訟法により、裁判所に対して訴訟を提起することができる。訴訟と審査請求のいずれによるかは、その当事者の選択に委ねられており、また、審査請求を行った後に訴訟を提起すること

も可能である。

- 4 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内、訴訟は同じく6箇月以内に提起されなければならないが（（改正）行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第14条）、部分開示等の決定の場合は、当該公文書の公開後でなければ処分内容を知ることができないので、開示した日の翌日から、審査請求又は出訴期間が起算されることになる。
- 5 「裁決」とは、審査請求に対する審査庁（市長）の裁断行為をいう。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、審査会に諮問しないことを定めたものである。

(1) 第1号関係

本号は、実施機関に対して審査請求があった場合、当該審査請求が明らかに不適法であるときは、当該審査請求を却下することができることを定めている。「不適法である」とは、次に掲げる場合等をいい、それが明らかになったときは、審査会に諮問しないこととするものである。

- ① 審査請求が法定の期間（3箇月以内）経過後になされたものである場合
- ② 審査請求の対象とされた処分が存在しない場合
- ③ 審査請求をする資格がないものからなされた場合
- ④ 審査請求書の記載事項が不備なため補正を命じたにもかかわらず、これに応じなかった場合

(2) 第2号関係

本号は、審査請求があった後、実施機関が自らの判断で審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更して当該審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定等を行う場合は、審査会に諮問する必要がないことを定めたものである。ただし、第三者から公開に対する反対意見書が提出されている場合は、第三者保護の観点から必ず審査会に諮問しなければならないこととしている。

(第2項関係)

本項は、審査会に諮問をするときは、実施機関は当該審査請求の訴えに対しての弁明書（処分決定に至った理由説明書）の写しを添付すべきことを定めたものである。

(第3項関係)

本項は、実施機関においては各号の者に、審査請求を受けたその後の事務手続の進行として、審査会への諮問を行ったことの通知を義務付けているものである。

第 18 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第 18 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、審査請求が提起されている場合において、公開に反対の意見を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意思に反して公開することの裁決を行う場合に、第 14 条第 3 項の規定を準用して、当該第三者に争訟の機会を保障するための手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 本条第 1 号は、第三者に関する情報が記録された公文書に係る公開決定に対して、当該第三者から提起された審査請求が却下又は棄却され、当該公文書が公開されることとなる場合に、当該第三者の争訟の機会を保障するため、第 14 条第 3 項の規定を準用して、審査請求に対する裁決の日と公開実施の日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、実施機関は、当該裁決後直ちに、第三者である審査請求人及び参加人に対し、公開を実施する日等を書面により通知しなければならないことを定めている。
- 2 本条第 2 号は、第三者に関する情報が記録された公文書を非公開とすることの決定に対して審査請求が提起された結果、当該決定内容が変更され、当該公文書が公開されることとなる場合において、第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合には、第 14 条第 3 項の規定を準用して、公開することの裁決の日と公開実施の日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、実施機関は、当該裁決後直ちに、第三者である審査請求人及び参加人に対し、公開を実施する日等を書面により通知しなければならないことを定めている。

第 19 条 審査会の所掌事務

第 19 条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 審査請求に対する裁決
- (2) 第 29 条第 5 項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

【趣旨】

本条は、吹田市情報公開条例における吹田市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、審査会が、実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申することを定めたものである。
 - (1) 公文書の公開決定等について、行政不服審査法に基づき第 16 条に規定する審査請求があった場合
 - (2) 第 29 条第 3 項に規定する出資法人等が、公開の申出に対してなした回答について異議の申出があり、第 29 条第 5 項の規定によりこの件について当該出資法人等から助言を求められた実施機関が、第 29 条第 6 項の規定に基づき審査会の意見を聴く場合
- 2 審査会は、法的には地方自治法上の市長の附属機関として位置付けられるものである。統一的判断の確保という観点から、これを一元的に設置することとし、各実施機関がこれに対してそれぞれ諮問することになる。
- 3 審査会の設置並びに組織及び運営に関する基本的事項については、別途「吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例」により定めている。

第20条 審査会の調査権限

- 第20条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。
- 2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）にその意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が審査するために必要な調査権限について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

本項は、審査会は、諮問した実施機関に対して、審査請求に係る公文書の提示を求める権限を有すること、及び審査会に提示されている公文書については、何人も審査会に対して公開を求めることができないことを定めている（インカメラ審理）。

（第2項関係）

本項は、諮問に係る公文書の量が多く、あるいは複数の非公開情報が複雑に関係するような事案などの審査で、争点を明確にして審議を促進するため、審査会は、必要があると認めるときは、審査会の指定する方法で当該公文書に記録されている情報の内容を分類し又は整理した資料（ヴォーンインデックス）を作成し提出するよう、実施機関に対し求めることができることを定めている。

（第3項関係）

本項は、第1項に定める審査請求に係る公文書の提示及び第2項に定められた分類し又は整理した資料の提出を審査会から求められたときは、実施機関はこれを拒むことができないことを定めたものである。

（第4項関係）

本項は、第1項・第2項に定めるもののほか、審査請求人等に対し意見書や資料等を提出

させること、適当と認める者に意見陳述を求めること、その他当該事案に係る必要な調査を行うことなど、審査会の権限について定めたものである。

第 21 条 意見の陳述

- 第 21 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該審査請求人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

【趣旨】

本条は、審査会における審査請求人等の口頭での意見陳述について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

本項は、審査請求人等から口頭による意見陳述を行いたい旨の申し出があった場合には、特に必要がないと認める場合を除き、審査会は、当該審査請求人等に口頭での意見陳述の機会を与えなければならないことを定めている。

（第 2 項関係）

本項は、（改正）行政不服審査法第 31 条第 2 項の規定のもと、口頭意見陳述においては処分庁の実施機関も含んだ、全ての審理関係人を招集してさせるものとする旨の規定により行うものである。

（第 3 項関係）

- 1 本項は、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、口頭意見陳述の際に補佐人と共に出頭することができることを定めている。なお、補佐人と共に出頭し得るのは、「審査請求人又は参加人」であり、諮問した実施機関はその職員に口頭意見陳述を行わせることができるので、補佐人に関する規定は設けていないものである。
- 2 「補佐人」とは、専門的知識をもって、審査請求人や参加人を援助することができる第三者のことをいう。補佐人と代理人の相違は、代理人が単独で審査請求人のために一切の行為をすることができるのに対し、補佐人は審査請求人等と共に出頭しない限り何もすることができない点にある。

(第4項関係)

本項は、全ての審査請求人等が一同に会する口頭意見陳述の場においては、審査請求人の主張される意見を中心に進行されていくこととなるが、審査会としては処分事件に関係のない事項にわたる場合及びその他相当でない場合に話が進んだ場合は、秩序維持からも審査会はこれを制限することができる旨を定めたものである。

(第5項関係)

本項は、(改正) 行政不服審査法第31条第5項の規定のもと、口頭意見陳述において審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、直接に質問を発することができる旨を規定しているものである。

第 22 条 意見書等の提出

第 22 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等から審査会への意見書又は資料の提出について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、第 20 条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定である。
- 2 「意見書」は、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」は、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。
- 3 意見書又は資料の提出時期については、原則として時期の期限はないが、審査がほぼ終結した段階で重要な意見又は資料が出されたため、最初から論議をやり直す必要が生じたりすること等を避けるため、審査会の判断で意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めることができるとしている。
- 4 「相当の期間」とは、審査請求人等が、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と認められる期間をいう。

第 23 条 委員による調査手続

第 23 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 第 20 条第 1 項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をすること。
- (2) 第 20 条第 4 項に規定する必要な調査をすること。
- (3) 口頭意見陳述を聴くこと。
- (4) その他諮問に係る必要な事項

【趣旨】

本条は、審査会が審査請求の調査審議を行う上で必要と認めるときは、審査会が指名する委員に、調査手続の一部を行わせることができる旨を定めたものである。

【解釈】

本条は、審査会の効率的な審査を確保するために必要があると認めるときは、審査会は、次に掲げる行為について、担当委員を指名して行わせることができることを定めたものである。

- (1) 第 20 条第 1 項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をすること。
- (2) 第 20 条第 4 項に規定する必要な調査をすること。
- (3) 第 21 条第 1 項本文に規定する審査請求人等の意見陳述を聴くこと。
- (4) 答申案の起草その他諮問に係る必要な事項

第 24 条 提出意見書等の閲覧等

第 24 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等に対して、他の審査請求人等から審査会に提出された意見書や資料の閲覧等の権利を付与することを定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項は、審査請求人、参加人又は諮問した実施機関が、審査会に対して、適切な反論・意見表明（より実効的な意見の表明）ができるように、他の当事者から審査会に提出された意見書や資料について、閲覧等を求めることができることを定めたものである。
- 2 「意見書又は資料」とは、この条例の第 20 条第 4 項及び第 22 条にいう「意見書又は資料」であり、公開決定等が争われている公文書が含まれないのは当然のことである。
- 3 「意見書又は資料」の閲覧等については、審査会に提出されたものが文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録である場合については、実施機関がその種別ごとに規則により定める方法により行うものとする。

【施行規則第 7 条】

条例第 15 条第 2 項の実施機関が定める方法は、次に定める方法とする。この場合において、電磁的記録を表示し、若しくは用紙に出力し、又は再生する方法は、通常の方法に限るものとする。

- (1) 閲覧に供する場合は、次に掲げる電磁的記録の内容の区分に応じ、それぞれ次に定める方法
 - ア 文書、図画又は写真 当該電磁的記録を表示したもの又は用紙に出力したもののうち実施機関が適当と認めるものを閲覧に供する方法
 - イ 音声又は映像 当該電磁的記録を再生したものを閲覧に供する方法
- (2) 写しを交付する場合は、次に掲げる電磁的記録の内容の区分に応じ、それぞれ次に定める方法
 - ア 文書、図画又は写真 当該電磁的記録を CD-R 若しくは DVD-R に複製したもの又は用紙に出力したもののうち公開請求者が指定するものを交付する方法。ただし、実施機関がその必要があると認めるときは、公開請求者の指定にかかわらず、用紙に出力したものを交付することができる。

イ 音声又は映像 当該電磁的記録をＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに複写したもののうち公開
請求者が指定するものを交付する方法

【施行規則第８条】

条例第２４条第１項の実施機関が定める方法は、前条第１項に定める方法とする。この
場合において、同項第１号ア及び第２号アただし書中「実施機関」とあるのは、「吹田市情
報公開・個人情報保護審査会」とする。

- ４ 本条でいう「第三者」とは、審査会に提出された「意見書又は資料」にその情報が含まれ
る「第三者」のことであり、この条例の第１４条、第１７条、第１８条に規定する公開決定等に
係る公文書に自分の情報が含まれている「第三者」に限定されない。
- ５ 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、第三者のプライバシーを侵害し
たり、営業上の正当な権利利益を侵害したりするおそれがある場合をいう。
- ６ 「その他正当な理由があるとき」とは、行政の事務の執行に著しい支障を及ぼす場合のほ
か、審査会に提出された意見書又は資料を閲覧させることにより、当該意見書等から非公開
とした公文書の全部又は一部の内容が推測されるときなど、客観的に見て閲覧等を拒むこと
に合理的理由がある場合をいう。

ただし、閲覧請求の対象となった意見書又は資料等に、一部でも公開できない部分があれ
ば全部の閲覧を拒否できるわけではなく、閲覧可能な部分を公開しなければならないのが原
則である。

(第２項関係)

本項は、審査会に提出された意見書や資料について閲覧等の求めがあった場合、当該閲覧
等の諾否の判定に要する期間等を考慮して、閲覧等の日時、場所を指定することができるこ
とを定めたものである。

第 24 条の 2 調査審議手続の非公開

第 24 条の 2 審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。
--

【趣旨】

本条は、審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続の非公開について定めたものである。

【解釈】

審査会の調査審議は、審査請求があった場合に、公文書の公開・非公開の適否に関して行われるものであるため、個人のプライバシーに関する情報、法人等の営業秘密に関する情報等が審査過程で現れるのが通常であり、また、行政上の秘密に属するようなことについても審議の中で説明されることもあるなど、公開になじまないものであるため、非公開とすることを明確にしたものである。

なお、審査会の説明責任については、答申の内容の公表を通じて担保されるものである。

第 24 条の 3 調査審議手続の終結

第 24 条の 3 審査会は、審査請求に係る調査審議の手続を終結したときは、速やかに、審査請求人等に対し、その旨を通知するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が行う審査請求に係る調査審議の終結時における通知について定めたものである。

【解釈】

審査会の調査審議は、審査請求申出があつて以降、場合によっては長い時間を要して審議されることもあり、また第 17 条第 3 項における諮問通知と相対する通知として、審査制請求人等に対し審査会での調査審議の終結時にも通知するべきものとする旨の規定を置くものである。

第 25 条 答申書の写しの送付等

第 25 条 審査会は、審査請求に係る答申書を作成したときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査会が行った答申書の写しを、審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申内容を公表することについて定めたものである。

【解釈】

- 1 審査請求人等のうち、審査会に諮問をした実施機関には答申が提出されるので、本条では、審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付義務を定めている。
- 2 公表の対象を、答申自体ではなく「答申の内容」としたのは、答申書の中に、審査請求人や参加人の氏名等、公表することが不適当なものが含まれていることがあるからである。

第 25 条の 2 裁決

第 25 条の 2 実施機関は、審査請求に係る諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が審査会よりの審査請求の諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく裁決を行うことについて定めたものである。

【解釈】

実施機関は、審査請求に対する裁決（審査庁の裁断行為）を行う場合、審査会の答申に法的に拘束されるものではないが、審査会設置の趣旨からしても審査会の答申を最大限に尊重しなければならない。そしてまた、実施機関は遅滞なく裁決しなければならない旨を定めたものである。

第4章 総合的な情報公開の推進

第26条 情報公開運営審議会

- 第26条 この条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市情報公開運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
 - 3 委員は、学識経験者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、情報公開運営審議会の設置並びに組織及び運営に関する基本的事項について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 本項は、この条例の趣旨・目的に沿って情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、市長の附属機関としての情報公開運営審議会の設置を定めたものである。
- 2 審議会は次のことを行う。
 - (1) 制度運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。
 - (2) その他制度運営に関し意見を述べること。
- 3 審議会は、第19条の解釈2と同じように、制度の一元的運用を図るため、市長の附属機関として設置されるものであるが、各実施機関からそれぞれ諮問を受けるものである。

（第2項関係）

本項は、審議会が12人以内の委員により組織されることを定めたものである。

（第3項関係）

本項は、審議会委員は、学識経験者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱することを定めており、その内訳は、吹田市情報公開運営審議会規則により、次のように定めている。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 市民 | 2人以内 |
| (3) 市内の公共的団体の代表者 | 8人以内 |

（第4・5項関係）

本項は、審議会委員の任期は2年とし、再任を妨げないこと、及び補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とすることを定めたものである。

(第6項関係)

本項は、この審議会は、市長の附属機関として設置したものであることから、その組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることとしたものである。

第 27 条 情報提供施策及び情報公表施策の拡充等

第 27 条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、第 2 章の定めるところにより公文書の公開をするほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関が、この制度の請求手続に基づく情報公開を行うだけでなく、市が保有する情報の提供や公表を積極的に行うことを定めたものである。

【解釈】

旧条例である吹田市公文書公開条例においては、狭義での公文書公開でしか規定がされていなかったが、全部改正による現行の吹田市情報公開条例では広く情報提供施策や情報公表施策の拡充が規定されているものである。

第 28 条 会議の公開

第 28 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがあるとき。
- (2) 第 7 条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議等をするとき。
- (3) 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

【趣旨】

本条は、附属機関等の会議について、条例により原則公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 市の重要な施策や計画の立案に当たって、市民代表や学識経験者等で構成する附属機関等は、市民参加の市政を推進する上で重要な役割を果たしてきた。これら附属機関等の会議の公開は、情報公開、積極的な情報提供とともに、総合的な情報公開制度の根幹をなすものであり、市政の透明性や公正さを確保するためにも重要であるので、条例により原則公開とすることを定めたものである。
- 2 会議の公開だけでなく、審議会等の運営に関する具体的運用については、別に定める「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」（平成 12 年 3 月 8 日制定）によるものとする。
- 3 この条例の規定による諮問事項を調査審議する「吹田市情報公開・個人情報保護審査会」については、実施機関が、この条例第 7 条各号に該当するとして非公開決定した公文書等について調査審議をするものであることから、非公開で行われることとなる。

第 29 条 出資法人等の情報の公開

- 第 29 条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等が管理する情報の公開に努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人等の管理する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。
 - 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。
 - 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定めを整備、当該定め適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。
 - 5 第 3 項の規定による指定を受けた出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
 - 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるものについては、この条例の趣旨にのっとり、その管理する情報の公開に努めるとともに、実施機関が指定するものについては、公開の申出の手続等について必要な措置を講じることを定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 「市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの」は、施行規則第 10 条において、「市が基本金その他これに準ずるもの（以下この項において「基本金等」という。）の 2 分の 1 以上の額を出資している法人、市が基本金等の 4 分の 1 以上の額を出資している法人で市の出資の比率が最も大きく、かつ、市の事務又は事業と密接な関係を有し、その運営又は事業の実施について市が特に調整又は指導をする必要があるものその他市長が指定する法人」と定めている。
- 2 出資法人等については、市とは独立した法人格をもつ団体であり、その性格上、この条例により実施機関に加えることできないが、市の出資その他財政上の援助は公金で賄われており、また、公共性が強く市民生活との関わりの深い団体も少なくない。更に、その運営については市の行政と密接な関係にあるため、本項では、これらの出資法人等に対し、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等が管理する情報の公開に努めなければならないことを定めたものである。

(第2項関係)

- 1 本項は、出資法人等の管理する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じることを、実施機関に義務付けたものである。
- 2 「情報の公開が推進されるよう必要な措置」とは、出資団体等の理事会、評議員会あるいは補助金などの交付時等、適時、条例等の趣旨を説明し、情報公開制度についての理解を促進すること、及び出資団体等の職員に対して情報公開制度についての研修を行い、制度導入に向けた準備を支援することなどが考えられる。

(第3項関係)

- 1 本項は、出資法人等で実施機関が指定するものについて、この条例の趣旨にのっとり、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対しての異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならないことを定めたものである。
- 2 指定に当たっては、次の項目について市民総務室情報公開担当に連絡し、当情報公開担当が施行規則第10条第2項により、速やかに告示しなければならない。なお、告示した事項に変更があった場合も同様とする。
 - (1) 出資法人等の名称
 - (2) 出資法人等の所在地
 - (3) 出資法人等を所管する室課所

(第4項関係)

- 1 本項は、指定した出資法人等に対し、実施機関は、別に定める「出資法人等の情報公開に関するモデル規程」に準拠した規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な指導等を行わなければならないことを定めたものである。
- 2 実施機関は、「出資法人等の情報公開に関するモデル規程」に準拠した規程の整備に当たっては、当該指定をした法人等の性格も考慮の上、適正な規程が整備されるよう指導しなければならない。

(第5項・第6項関係)

- 1 本項は、出資法人等の情報公開に関する異議の申出についても、その手続を条例上明記して、その実効性を確保しようとするものである。
- 2 第5項は、出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して不服の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対して助言を求めることができることを定めている。
- 3 第6項は、出資法人等から助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができることを定めたものである。

第 29 条の 2 指定管理者の情報の公開

第 29 条の 2 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設を管理する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する情報（当該管理の業務に係るものに限る。）の公開について、実施機関に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における情報公開についての指定管理者の責務について定めたものである。

【解釈】

本条は、実施機関から指定を受けた指定管理者が管理する文書について、実施機関に対して公開の要請があった場合の実施機関と指定管理者の責務について定めたものである。

吹田市情報公開条例においては、市が管理する公文書について、市民が請求により入手できる権利を定めている。しかし、指定管理者については条例上の市の実施機関には含まれておらず、公の施設の管理に関する文書であっても、指定管理者が保有する文書については、この条例による公開請求対象となる公文書には含まれていない。

この条例においては、市政に関する市民の知る権利を保障することを定めていることから、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る文書についても、市民が入手できる仕組みが必要であることから、本条文を定めたものである。

本条では、管理業務に従事している者が当該管理業務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該管理事務に従事している者が組織的に利用するものとして指定管理者が保有しているものについては、指定管理者は、実施機関の要請があった場合には、当該管理文書（写し）を実施機関に提供しなければならないことを定めたものである。これにより、提供された文書は、実施機関が管理する公文書として、本市情報公開条例による請求対象公文書となり、この条例による公開請求が可能となる。

第5章 雑則

第30条 手数料

第30条 公開請求をしようとするものは、公開請求の際に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 市内に住所を有する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 0円
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 公開請求1件につき300円
- 2 公文書（電磁的記録を除く。以下この条において同じ。）の公開を受ける公開請求者は、公開を受ける公文書に部分公開に係る公文書が含まれるときは、その公開を受ける際に、部分公開に係る公文書の1面につき5円の手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の手数料のうち、部分公開に係る公文書1件（公開請求により求められた情報が2以上の公文書から構成される場合は、当該情報1件）につき100面までの部分に係る手数料は、免除する。
- 4 前項に規定する公文書1件及び情報1件の算定方法は、規則で定める。
- 5 第2項の手数料は、実施機関が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、この条例による公文書の公開に係る手数料について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 情報公開制度は、市政に関して市民の「知る権利」を保障し、市民参加の市政を促し、市政を透明性・公平性の高いものとするための極めて公益性の高い制度であり、また、実施機関が市政に関して説明する責務を全うするためにも重要な施策である。本条は、この条例による公文書の公開に係る手数料のうち、公開請求手数料について定めたものであるが、第1号は、この制度の趣旨に基づき市民については無料とするものであり、第2号については、この制度の運営が市民の負担で行われていることから有料とするものである。
- 2 「市内に住所を有する個人」とは、吹田市内に生活の本拠を有する個人をいう。
- 3 「市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」とは、市内に本社、支社、営業所その他の事務所又は事業所を有する法人、及び市内に所在する法人格を有しない自治会、PTA、消費者団体等で、団体としての名称があり、何らかの規約を有し、かつ代表者の定めがあるいわゆる「権利能力なき社団」等をいう。

（第2項関係）

- 1 本項は、公文書公開請求に係る費用の一部を請求者に負担してもらい、制度利用と費用負担のバランスをることにより、本市の公文書公開制度を適切に維持していくために、請求者が負担する公開実施手数料について定めたものである。
- 2 「公開を受ける公文書に部分公開に係る公文書が含まれるとき」とし、開示実施手数料を

徴収するのは部分公開決定のみである。部分公開は通常原本をコピーして、そのコピーに黒塗り等の被覆を行いさらに起案用と閲覧用コピーを行うため、最低 3 枚のコピーが必要になるためである。

なお全部公開決定となる文書については、基本的にコピーが不要であり、実費を伴わないことから、手数料は徴収しない。

3 「1 面につき 5 円」は、コピーの実費額による。

参考（用紙(A 4)代 0.48 円＋コピーチャージ料 1.33 円）×3 枚＝5.43 円（平成 29 年度）

（第 3 項関係）

- 1 前項に定める通り、部分公開の場合は公開実施手数料を徴収することを原則としつつも、公文書公開制度を適切に維持できる範囲で市民の「知る権利」に与える影響を緩和するため、前項の手数料について 100 面までの部分について手数料を免除するものである。
- 2 「（公開請求により求められた情報が 2 以上の公文書から構成される場合は、当該情報 1 件）」とあるのは、情報公開制度で公開するのは「情報」であるが、その情報は、公文書 1 件と必ずしも一致せず、公文書 1 件に収まらないことも多い。公開実施手数料が、公開する情報を基準に算定するものであり、本項がその手数料を一部免除するものであることから、情報 1 件の範囲を確定させる必要があることを明らかにするものである。

（第 4 項関係）

第 3 項の公文書 1 件及び第 3 項の情報 1 件についての算定方法を規則で定めるとした規定である。

（第 5 項関係）

第 3 項に規定する公開実施手数料の一部免除規定を適用しても、市民の知る権利に与える影響が緩和されていないと認める特別の理由がある場合に、当該手数料のさらなる減額又は免除を認める規定である。特別の理由については規則等で定める。

第 31 条 費用負担

- 第 31 条 公開請求者は、公文書（第 15 条第 3 項に規定する複写したものを含む。）の写しの交付（同条第 2 項に規定する実施機関が定める方法を含む。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 審査請求人又は参加人は、第 24 条第 1 項の規定による資料の写しの交付（同項に規定する実施機関が定める方法を含む。次条において同じ。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例による写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項は、公開請求者が、公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。
- 2 「写しの作成に要する費用」については、施行規則第 14 条第 1 項の規定による別表（次ページ参照）に定めるとおりとする。また、業者委託による複写の場合は委託に要した費用とする。費用の徴収は、現金徴収を原則とする。
- 3 写しの作成及び送付に要する費用については、前納とする。
- 4 「第 15 条第 3 項に規定する複写したものを含む」とは、「公文書の公開をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる」とされているその複写したものの写しの交付のことである。また、「同条第 2 項に規定する実施機関が定める方法を含む」とは、電磁的記録について施行規則第 7 条に規定する方法を含むということである。（条例第 15 条参照）

（第 2 項関係）

- 1 本項は、審査請求人又は参加人が、第 24 条第 1 項の規定により、審査会に提出された資料の写しの交付を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。
- 2 写しの作成及び送付に要する費用については、第 1 項に準ずるものとする。
- 3 「同項に規定する実施機関が定める方法を含む」とは、審査会に提出された資料が電磁的記録である場合について、施行規則第 7 条に規定する方法を含むということである。（条例第 24 条参照）

別表

写しの作成の方法	費用の額
用紙への白黒での複写又は出力	1 面につき10円
用紙へのカラーでの複写又は出力	1 面につき50円
C D－R への複写	1 枚につき100円
D V D－R への複写	1 枚につき100円

備考

- 1 用紙は、日本工業規格A列3番までの大きさのものをを用いるものとする。
- 2 C D－Rは、650 メガバイト以上のものをを用いるものとする。
- 3 D V D－Rは、4.7 ギガバイトのものをを用いるものとする。

第 31 条の 2 行政不服審査法の適用を受ける場合における手数料の額

第 31 条の 2 第 24 条第 1 項の規定による資料の写しの交付が行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による提出書類の写し等の交付に該当する場合における同条第 4 項に規定する手数料の額は、第 30 条第 1 項及び前条の規定により算出した額の合計額とする。

【趣旨】

本条は、公文書の公開に係る手数料及び費用負担同様に、行政不服審査法の適用を受ける場合の合計額について定めたものである。

【解釈】

本条は、審査会における審査会に提出された意見書や資料の閲覧又は写しの交付を求められた場合の手数料の額として、第 30 条第 1 項及び第 31 条の規定により算出した額の合計額とすることを明記しているものである。

第 32 条 公文書の管理

第 32 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設け、公文書の適正な管理に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例に基づく公開請求の対象となる公文書の管理について定めたものである。

【解釈】

本条は、情報公開制度の実効性の確保という観点から、文書の作成から廃棄にいたる文書管理が不可欠の条件であり、実施機関の責務として、文書管理規程による適正な文書管理を義務付けたものである。

(公文書の保存期間の特例について)

公文書の保存については、文書管理規程に定められた保存区分に基づき保管、廃棄等が行われるが、実施機関が現に管理している公文書について公開請求があった場合は、公文書公開運営審議会（平成 14 年度の条例改正により情報公開運営審議会と名称変更）の意見具申に基づき、次のように取扱うものとする。

- 1 実施機関が現に管理している公文書について公開請求があった場合、当該公文書については、請求に係るすべての処理が終了するまでの間、保管又は保存するものとする。
- 2 極めて短期間のみ実施機関に存在する公文書について、公開請求があったときは、当該公文書の写しを作成し、請求に係るすべての処理が終了するまでの間、保管又は保存するものとする。なお、対象公文書の写しを作成する場合は、作成者、作成日を明らかにするものとする。
- 3 「請求に係るすべての処理が終了するまで」の間は、次の区分により保管又は保存するものとする。
 - ① 公開請求に対して全部公開の場合
請求者に公開するまでの期間又は文書管理規程に定める保存期間のうち、長期の方。
 - ② 公開請求に対して部分公開又は非公開の場合
行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えが可能な場合は、当該審査請求又は当該訴訟の終結時まで。
 - ③ 公開請求に対しての公開決定等が行われていない場合
公開決定等が行われるまで保管し、公開決定等が行われたときは、当該決定に基づき上記①又は②の例による。

第 33 条 公文書の目録の作成及び閲覧

第 33 条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開請求をしようとする際の、請求者への利便の提供に関する実施機関の責務について定めたものである。

【解釈】

本条は、市民にとって利用しやすく、請求したい公文書を検索するための公文書目録の作成義務を実施機関に義務付けたものである。

第 34 条 他の制度との調整

- 第 34 条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第 15 条第 2 項に規定する方法と同一の方法により公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、適用しない。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 15 条第 2 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例は、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存しているものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、住民基本台帳の写しの交付、戸籍謄抄本の請求、図書館で閲覧可能な書籍の閲覧など他の制度を利用できるものについては、情報公開制度を適用しないことを定めたものである。

【解釈】

（第 1 ・ 2 項関係）

- 1 本項は、この条例の対象となる公文書であっても、法令又は他の条例により閲覧等の手続が定められているものについては、それらの制度との調整を図る必要があることから、閲覧等の手続が別に定められている限りにおいて、この条例は適用しないことを定めたものである。
- 2 他の法令等の規定に、閲覧等を求めることができる期間、公文書の範囲等が限定されている場合には、当該法令等に規定されていない部分については、この条例が適用される。又、閲覧又は写しの交付等のいずれかが定められている場合には、規定されていない手続については、この条例が適用されることとなる。
- 3 「縦覧」とは、主として書類、名簿等について正確を期するため、関係人に過誤の有無を検討させ、不服申立て等の機会を与えるために見せることをいう。
- 4 法令等に閲覧等の手続が定められているものの主な例としては、次のようなものがある。
- (1) 閲覧の方法を別に定めているもの
- 住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法）
 - 戸籍届出書の閲覧（戸籍法）
 - 住居表示台帳の閲覧（住居表示に関する法律）
 - 選挙人名簿の閲覧（公職選挙法）
 - 建築計画概要書の閲覧（建築基準法）
 - 開発登録簿の閲覧（都市計画法）
- (2) 縦覧の方法を別に定めているもの
- 固定資産課税台帳の縦覧（地方税法）
 - 選挙人名簿の縦覧（公職選挙法）
 - 農業委員会選挙人名簿の縦覧（農業委員会等に関する法律）

(3) 謄本、抄本その他の写しの交付を別に定めているもの

- 住民票の写しの交付（住民基本台帳法）
- 戸籍の謄本、抄本の交付（戸籍法）
- 戸籍の付票の写しの交付（住民基本台帳法）
- 印鑑登録証明書の交付（吹田市印鑑条例）
- 納税証明書の交付（地方税法）
- 開発登録簿の写しの交付（都市計画法）

(第3項関係)

- 1 本項は、図書館等において収集、整理及び保存している図書等については、固有の目的をもって管理されているものであり、また、この固有の目的に従い閲覧等の手続が定められていることから、このような図書等については当該施設の利用規則等にしがって閲覧等を行うものとし、この条例は適用しない。
- 2 本項に規定する図書等は、「市民の利用に供することを目的としているもの」に限られ、図書館等において一般行政事務のために作成し、又は取得した公文書は、この条例の対象となるものである。

第 35 条 運用状況の公表

第 35 条 市長は、毎年度 1 回、この条例による情報公開制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、制度の運用状況の公表に関する市長の責務について定めたものである。市長は条例の運用状況を把握するとともに、これを広く周知させることによりこの条例の適正な利用及び情報公開制度の健全な発展を推進することを定めたものである。

【解釈】

1 運用状況の公表は、次のとおりとする。

(1) 公表事項

- ア 公文書公開請求の状況
- イ 公文書の公開・非公開等の決定の状況
- ウ 審査請求の状況
- エ その他必要な事項

(2) 公表事項の取りまとめ

運用状況の公表は、各実施機関ごとに行うものではあるが、統一的な公表とするため、市長の義務として規定しており、具体的には市民総務室情報公開担当がこれを取りまとめて行うものとする。

(3) 公表の方法

公表は、毎年度 1 回、「市報すいた」等に掲載する方法により行うものとする。

第 36 条 委任

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることを明らかにしたものである。

【解釈】

条例の施行に関し必要な事項は、できる限り各実施機関、同一のものとすることが望まれる。そこで、相互に連絡調整を十分行ったうえで、最終的には市長の下で定めを行っていこうとするものである。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の吹田市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定によりなされている公文書の公開の請求は、この条例による改正後の吹田市情報公開条例（以下「新条例」という。）第 5 条の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 13 条の規定によりなされている不服申立ては、新条例第 16 条の規定によりなされた不服申立てとみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 施行日の前日において、旧条例第 14 条第 3 項の規定により吹田市公文書公開審査会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第 19 条第 4 項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 施行日の前日において、旧条例第 15 条第 3 項の規定により吹田市公文書公開運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第 26 条第 3 項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第 4 項本文の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 7 議会が管理する公文書については、この条例の規定は、平成 11 年 10 月 1 日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(2 から 4 まで省略)

(吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に附則第 3 項又は前項の規定による改正前の吹田市個人情報保護条例又は吹田市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定により吹田市個人情報保護審査会又は吹田市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定により吹田市個人情報保護審査会又は吹田市情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平 17 年 3 月 31 日条例第 12 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 21 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 17 日条例第 33 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成 19 年 12 月 28 日条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市情報公開条例第 30 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の公開請求に係る手数料について適用し、同日前の公開請求に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市情報公開条例第 30 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の公開請求に係る手数料について適用し、同日前の公開請求に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 9 日条例第 5 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 7 日条例第 9 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 （ 省略 ）

（吹田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の条例による改正後の吹田市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 26 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市情報公開条例第 30 条の規定は、平成 30 年 1 月 1 日以後の公開請求に係る手数料について適用し、同日前の公開請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(以下省略)

附 則 (令和 4 年 12 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

この附則においては、条例の施行日及び条例改正にあたっての経過措置を定めている。

【解釈】

第 1 項はこの条例の施行日について定めたものである。

第 2 項については、この条例の施行の際、吹田市公文書公開条例（以下この附則において「旧条例」という。）に基づき、現にされている公文書の公開の請求であって、公開決定等がなされていないものについては、改正後の吹田市情報公開条例（以下この附則において「新条例」という。）に基づく公開請求とみなし、公開決定等を行うことを定めている。

第 3 項については、この条例の施行の際、現に旧条例に基づき吹田市公文書公開審査会に対してなされている諮問であって、答申がなされていないものについては、新条例に基づく諮問とみなし、答申を行うことを定めている。

第 4 項については、第 2 項・第 3 項に定めるもの以外に、この条例の施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすことを定めている。

第 5 項・第 6 項については、施行日の前日において、旧条例第 14 条第 3 項の規定により吹田市公文書公開審査会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第 19 条第 4 項の規定により吹田市情報公開審査会の委員に委嘱されたものとみなし、旧条例第 15 条第 3 項の規定により吹田市公文書公開運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第 26 条第 3 項の規定により吹田市情報公開運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす趣旨である。この場合において、それぞれの委員の任期は、平成 15 年 3 月 31 日までとする事を定めている。

第 7 項については、議会が管理する公文書については、議会が実施機関となった平成 11 年 10 月 1 日以後に作成し、又は取得したものについて、この条例の規定を適用することを定めている。

附則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号）について

第 1 項はこの条例の施行日について定めたものである。

第 5 項は、経過措置として、この条例の施行前の規定によって改正前の吹田市情報公開条例

(以下この附則において「旧条例」という。)の規定により吹田市情報公開審査会にされた諮問で、この条例の施行の際に当該諮問に対する答申がまだなされていないものは、吹田市情報公開・個人情報保護審査会(以下この附則において「審査会」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定によって吹田市情報公開審査会が行った調査審議の手続については審査会がした調査審議の手続とみなして審査を進めることを定めている。

附則(平成17年3月31日条例第12号)について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

この改正は、実施機関が公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合について、情報公開における指定管理者の協力義務について定めるとともに、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の改正内容に準じて、独立行政法人等に関する規定の整備を行ったものである。

附則(平成19年3月30日条例第21号)について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

この改正は、市民病院事業への地方公営企業法全部適用に伴い、病院事業管理者を実施機関に加えることを定めたものである。

附則(平成19年10月17日条例第33号)について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

この改正は、日本郵政公社が民営化されることに伴い、国家公務員の範囲を定める規定から日本郵政公社にかかる部分を削除することを定めたものである。

附則(平成19年12月28日条例第37号)について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

第2項は、経過措置として、この条例による改正後の公開手数料については、平成20年4月1日以後になされた公開請求にかかる手数料から適用することとし、同日前になされた公開請求にかかる手数料については、公開決定が平成20年4月1日以後になされた場合であっても、なお従前の手数料が適用されることを定めている。

また、この改正は「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、受益と公益の公平性の確保の観点から手数料改定が行われたものである。

附則(平成23年12月27日条例第37号)について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

第2項は、経過措置として、この条例による改正後の公開手数料については、平成24年4月1日以後になされた公開請求にかかる手数料から適用することとし、同日前になされた公開請求にかかる手数料については、公開決定が平成24年4月1日以後になされた場合であっても、

なお従前の手数料が適用されることを定めている。

また、この改正は「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、受益と公益の公平性の確保の観点から4年ごとの見直しの年度にあたるのに際して、手数料改定が行われたものである。

附則（平成25年1月9日条例第5号）について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

また、この改正は「市議会議員の審議会等への委員報酬の見直しについて」の方針のもと、市議会議員を除いての委員構成の変更を行ったものである。

附則（平成26年1月7日条例第9号）について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

この改正は、市民病院が地方独立行政法人に移行することに伴い、病院事業管理者を実施機関から削除することを定めたものである。

附則（平成28年3月31日条例第13号）について

- 1 第1項は、(改正)行政不服審査法の規定に基づき、審理員による審理手続に関する同法の規定を適用しないこと等について定める改正につき、この条例の施行日を、平成28年4月1日とするものである。
- 2 第2項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものである。この条例の施行に際し、この条例による改正後の規定は、平成28年4月1日以降に処分決定されたものの審査請求に対し適用するものとし、施行日前に処分決定されたものの不服申立てについては、従前のおりとするものと定めたものである。

附則（平成29年9月26日条例第29号）について

- 1 第1項はこの条例の施行日について定めたものである。
- 2 第2項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものである。この条例の施行に際し、この条例による改正後の規定は、平成30年1月1日以後の公開請求に係る手数料について適用するものとし、施行日前の公開請求に係る手数料については、従前のおりとするものと定めたものである。

附則（令和4年12月28日条例第36号）について

第1項はこの条例の施行日について定めたものである。

この改正は、吹田市個人情報保護条例が廃止され、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律の適用を受けることに伴い、規定を整備したものである。